

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第四十五号

#### 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年広島県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第二項を次のように改める。

2 法第二十九条第二項の規定による届出は、別記様式第十七号による届書によつてしな  
ければならない。

第十二条に次の一項を加える。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、別記様式第十八号による届書によつてしな  
ければならない。

別記様式第十八号中 「有料老人ホーム事業 休止 届書 廃止」を

「  
有料老人ホーム事業 廃止 届書 休止」を「事業を 休止 した 業  
を 廃止」

「  
事業を 廃止 する 業」を「第29条第2項」を「第29条第3項」を

「  
事業 休止 年月日」

「  
事業 廃止 予定年月日」

「  
休 止 の 理 由 廃 止」

「  
廃 止 の 理 由 休 止」

を改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の老人福祉法施行細則第十二条第三項及び別記様式第十八号の規  
定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は  
休止する有料老人ホームの設置者（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十  
九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。）については、な  
お、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお

従前の例による。